

**更に市民の知る権利を制限するというのか！
防衛、外交など4情報だけでなく、経済情報も秘密に
秘密の拡大とセキュリティ・クリアランス制度導入を
狙う経済安保推進法「改正」に反対します**

**2023年11月6日
共謀罪NO！実行委員会
「秘密保護法」廃止へ！実行委員会**

岸田政権は、来年の通常国会に重要な経済情報を機密情報としその漏えいに「10年以下の拘禁刑」の重罰を科すととともに、セキュリティ・クリアランス制度の導入などを盛り込んだ経済安保推進法の改正案を提出しようとしています。これは、秘密保護法の防衛、外交などの4情報に続いて、経済情報も「秘密」に加え、更に市民の知る権利を制限しようとするものであり、断じて認めることはできません。既に、同「改正」案の原案ができたと言われています（2023年10月6日 日経）。秘密保護法の4情報に続いて、経済情報まで「秘密」とされたならば、市民は多くの情報を知ることができなくなります。これを国家による情報統制といわず、なんというのでしょうか。

日本は、主権在民の国であり、それは市民の知る権利、報道の自由があつてこそ成り立つのです。私たちは、知る権利、言論・表現の自由、報道の自由、民主主義を危うくする秘密保護体制強化の動きに強く反対します。

四情報を特定秘密にし、市民から隠す秘密保護法

秘密保護法は2013年、世論の強い反対を押し切って制定されました。同法は、外交、防衛、テロ、スパイにかかわる4情報を「特定秘密」とし、それを漏えいした者、またそれを取得しようとした者に10年以下の厳罰を科し、市民、メディアの目から押し隠そうとするものでした。これに対して、市民の知る権利、報道の自由を否定するものとして広範な反対運動がまきおこりました。そして、同法は修正に次ぐ修正で辛うじて成立しました。

同法の特徴は、公務員などの信条、経済状況、家族・親戚関係などを調査し、「適正評価」で「特定秘密」に接触できる者とできない者にわけ、職員の分断・管理を強化することで秘密保護体制の維持をはかろうとしていることです。ここにも、秘密保護法の重大な問題がはらまれています。秘密保護のための適性評価は、文字通り公務員などのプライバシー、個人情報の侵害そのものにほかなりません。

更に拡大する秘密

2022年制定された経済安保推進法（正式名称「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」）は、経済情報を安全保障と結びつけることで、新たに経済情報に秘密規定を設けました。

同法は、（1）半導体、希少物質などの特定重要物質の安定的な供給、（2）外部からの攻撃に備えた鉄道、通信事業など14の機関インフラ役務の重要設備の導入の事前審査等、（3）宇宙、バイオテクノロジーなどの先端的な重要技術開発の官民協力、（4）特許出願の非公開の4つの柱で構成されています。ここに秘密規定を設け、その情報を漏えいした者には最高2年以下の刑を科すとしています。これは、「経済安全保障」なる曖昧な概念をつくり、経済情報を結びつけることで、秘密を拡大しようとするとてもない法律です。

この経済安保推進法に続いて、本年制定された防衛産業強化法（正式名称「防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律」）は、日本の「戦争する国」への転換をはかる岸田政権が防衛産業の強化をはかるとともに、新たに「装備品等秘密」などの規定を設け、防衛産

業の情報を市民の目から押し隠そうとするものでした。文字通り、この二法は岸田政権の「戦争する国」への転換と一体のものです。

「秘密」が無限定

重要なことは、この二つの法律の秘密は、秘密の概念が無限定であるということです。秘密保護法の「特定秘密」の規定は、曖昧で政府が恣意的に解釈できる問題のあるものですが、それでも、例えば防衛の「特定秘密」には「イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積もり若しくは計画若しくは研究」などと例示されていますが、二法にはそういう例示は全くありません。また同法には国会の情報監視審査会などのようなチェック機関などがもうけられていますが、それもあります。つまり、この二法では政府の判断で自由に経済情報などを秘密とし、市民の目から隠すことが可能なのです。

秘密保護法以上の悪法、経済安保版秘密保護法

岸田政権は、経済安保推進法の「改正」で「秘密」の規定をもうけ、その漏えいに「10年以下の拘禁刑」の重罰を科すとともに、セキュリティ・クリアランス制度の導入をはかろうとしています。

第一に、秘密保護法とは別に経済安保法「改正」の名のもとに経済安保版秘密保護法ともいべき法律をつくろうとしていることです。その理由は単純明快です。秘密保護法のもとに包摂すれば縛りが多すぎるということです。その象徴が衆参の情報監視審査会です。この審査会には政府の指定する秘密が「特定秘密」にあたるかどうかを調べる権限があります。こういう障害を取り払い、政府が自由に裁量できる秘密保護体制をつくろうというのが経済安保版秘密保護法です。この悪法の制定を許せば、「経済安全保障」という曖昧な概念のもとに政府が経済情報を次々に「秘密」にしていくことは疑いありません。既にAIや宇宙産業も「秘密」の対象という報道もされています。

第二に、そもそも経済安全推進法の秘密の漏えいは、最高2年の拘禁刑ですが、「改正」法案ではそれを10年以下にまで重罰化しようとしています。これは、秘密保護法の最高刑に足並みをそろえようとするものです。

第三に、セキュリティ・クリアランス制度をアメリカを参考に導入しようとしていることです。そのため、経済安保法「改正」案では、「秘密」を「我が国の安全保障に著しい支障を与える情報」と「我が国の安全保障に支障を与える情報」の二種類にわけ、秘密保護法体制を強化しようとしています。あの悪名たかき秘密保護法でも秘密は「特定秘密」の一種類のみでした。つまり、同法の「改正」案ではこの2種類の秘密の刑罰を二重にしようとしているのです。更に、政府職員、民間人をこの二種類の「秘密」に接触できる者と接触できない者に分けるために、信条、経済状況、家族・親戚関係などの調査（適正評価 セキュリティ・クリアランス）をおこないます。これは政府の秘密保護に忠誠な者とそうでない者に分断・統治しようとするものにほかなりません。

日本の戦争する国への転換、専守防衛から敵基地攻撃能力の保有という情勢のもと、さまざまな情報を市民、メディアから隠し、戦争政策を推し進めようとする経済安保法「改正」＝経済安保版秘密保護法の制定に反対しましょう。